

ご投資者の皆さまへ

ピクテ投信投資顧問株式会社

**「ピクテ日本ナンバーワン・ファンド（毎月決算実績分配型）」の
第19期（2010年10月）分配金に関するお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ピクテ日本ナンバーワン・ファンド（毎月決算実績分配型）」（以下、「当ファンド」といいます）は、10月20日に第19期（計算期間2010年9月22日～2010年10月20日）決算を迎え、分配金を30円（1万口あたり、税引前）とさせていただきます。なお、同日の基準価額（分配金落ち後）は8,004円でした。

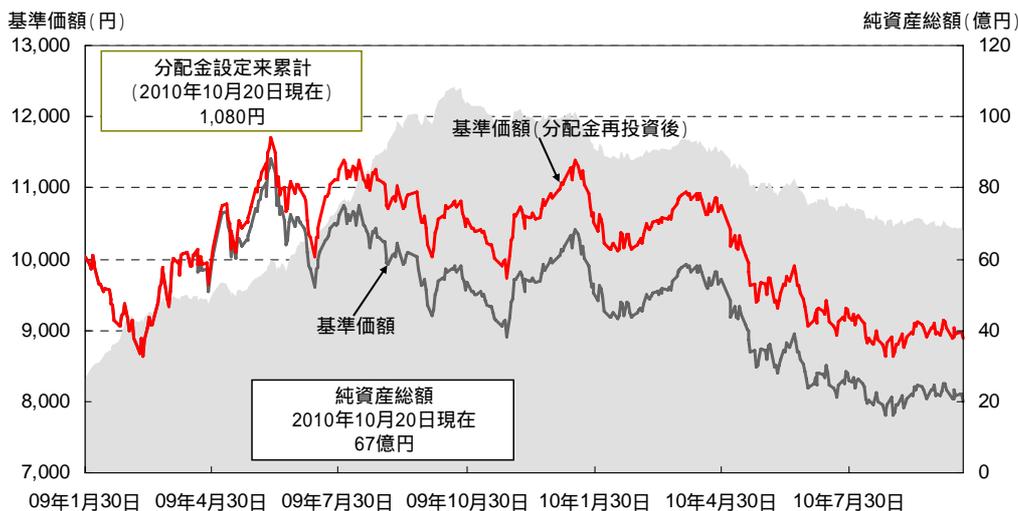
【分配金実績（1万口あたり、税引前）】

第1期～第13期累計 (1万口あたり、税引前)	第14期 2010年5月	第15期 2010年6月	第16期 2010年7月	第17期 2010年8月	第18期 2010年9月	第19期 2010年10月	第1期～第19期累計 (1万口あたり、税引前)
1,050円	0円 8,864円	0円 8,944円	0円 8,185円	0円 8,002円	0円 8,202円	30円 8,004円	1,080円

上段は、各決算期の分配金（1万口あたり、税引前）実績です。下段は、決算日の基準価額（分配金落ち後）です。左記はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

当ファンドの基準価額と純資産総額の推移

< 2009年1月30日（設定日）～2010年10月20日 >



基準価額は、信託報酬率（年率1.5225%（税抜1.45%））等控除後。基準価額（分配金再投資後）は、お申込手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

今回の分配金は、基準価額が1万円を下回っていることや現在の投資環境等から総合的に判断し、上記の通り決定させていただきました。当ファンドは、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、1万円を超える部分の額の範囲内で分配金額を決定します（1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配を行わないこともあります）。4月および10月の決算時においては、上記に加えて利子・配当等収益を勘案したうえで、分配金額を決定します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

ファンドの主なリスク

< 詳細は投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください >

ファンドの投資にあたりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等により変動し、下落する場合があります。したがって、**投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。**ファンドの主なリスク等は以下の通りです。

株式投資リスク (価格変動リスク、信用リスク)	ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
その他	上記のほか、有価証券先物取引等に伴うリスク、流動性リスク、解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク等があります。その他のリスク・留意点等の詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

設定・運用：ピクテ投信投資顧問



ピクテ日本ナンバーワン・ファンド(毎月決算実績分配型)

追加型投信 / 国内 / 株式

お申込メモ	
お申込単位	販売会社が定めるものとします。(下記お問い合わせ先または販売会社にてご照会ください)
お申込価額	お申込受付日の基準価額
ご解約	解約価額は、解約請求受付日の基準価額です。ご解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から支払われます。
信託期間	平成21年1月30日(当初設定日)から無期限
決算および分配	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配金額を決定します。原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、1万円を超える部分の額の範囲内で分配金額を決定します(1万円を超える部分の額が少額の場合は、分配を行わないこともあります)。4月および10月の決算時においては、上記に加えて利子・配当等収益を勘案したうえで、分配金額を決定します。 分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

[手数料等の概要] お客さまには以下の費用をご負担いただきます。

お申込時に直接ご負担いただく費用

お申込手数料	3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める手数料率をお申込受付日の基準価額に乗じて得た額(下記お問い合わせ先または販売会社にてご照会ください) 上記は1口あたりのお申込手数料です。お申込手数料の総額は、これにお申込口数を乗じて得た額となります。
--------	--

投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬	年率1.5225%(税抜1.45%)を信託財産の純資産総額に乗じて得た額
その他の手数料等	信託事務の諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.0525%(税抜0.05%)相当を上限とした額)、組入有価証券等の売買委託手数料を含むその他の手数料等は、信託財産から支払われます。(その他の手数料等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません)

ご解約時に直接ご負担いただく費用(信託財産留保額、ご解約手数料):ありません

当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。なお、収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額)が課税の対象となります。 税制が改正された場合等、上記内容が変更となる場合があります。
------	--

ファンドに関するお問い合わせ先	ピクテ投信投資顧問株式会社 【電話番号】 03-3212-3061 受付時間:営業日の午前9時~午後5時 【ホームページ】 http://www.pictet.co.jp 【携帯サイト(基準価額)】 http://www.pictet.co.jp/m/
-----------------	--

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社(信託財産の運用指図等を行います) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 / 加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理・計算等を行います) <再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社>
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払等を行います)

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等	加入協会		
	日本証券業協会	(社)日本証券投資顧問業協会	(社)金融先物取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第10号	
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	

当資料をご利用にあたっての注意事項等

当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は信託できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中に示された意見等は、作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更されることがあります。投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。